

東近江市ブロック塀等耐震対策事業費補助金

東近江市では、地震等の災害によるブロック塀等の倒壊被害を防止するために、通学路や避難路に面するブロック塀等の撤去および改修に対して補助を行います。

対象者は

- ・東近江市内に存するブロック塀等を所有し、撤去又は改修する者

対象となるブロック塀等

- ・コンクリートブロック、石、レンガ等を使用した組積造の塀
- ・避難路等*に面しており、倒壊による被害が避難路等に及ぶおそれがある塀
- ・高さが60cm以上の塀

※ 避難路等とは、東近江市耐震改修促進計画で位置付けている避難路や通学路などをいいます。詳しくは、建築指導課までお問い合わせください。

☆補助内容

ブロック塀等を撤去する工事および軽量なフェンス等に改修する工事に要する費用の3分の2で千円未満を切り捨てた額を補助します。
ただし、限度額は10万円です。

○ 撤去とは

ブロック塀等を全て又は高さ60cm以上の部分を取り除くことです。

○ 軽量なフェンス等とは

フェンス、板塀、生け垣(延長1m当たり2本以上連続して植えるものに限ります。)等、ブロック塀と比較して軽量なものが該当します。

〈工事の施工時には、次のことに注意をお願いします。〉

- ・ 建築基準法などの関係法令を遵守してください。
- ・ 建築基準法第42条第2項に規定する道路に面して設置する場合は、後退等の必要な措置を行ってください。

詳しくは東近江市 建築指導課 電話 0748-24-5656

I P電話 050-5801-5656 へお問い合わせください。